



福岡県医発第 1573 号（地）

平成 27 年 9 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻 一 良

（公印省略）

定期健康診断における帯同看護師等設置要綱について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

定期健康診断時の帯同看護師賃金につきましては、平成 27 年 4 月 8 日付福岡県医発第 62 号（地）の「平成 27 年度における県立学校の学校医報酬等について」の中でお知らせしておりますが、今般、帯同看護師等設置要綱が別添の通り制定された旨、福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課より通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へご周知の程よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

学校保健担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

公印省略

27教体第1610号

平成27年9月1日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

教育庁教育振興部体育スポーツ健康課長

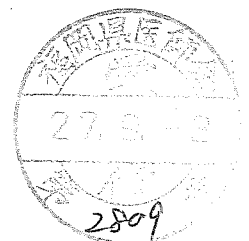
定期健康診断における帯同看護師等設置要綱について

このことについて、県立学校において、学校保健安全法に基づく児童生徒の健康診断に従事する、学校医等に帯同する看護師等の取扱いの明確化を図るため、別添のとおり「定期健康診断における帯同看護師等設置要綱」を制定しましたので通知します。

【担当】

教育庁教育振興部体育スポーツ健康課
保健給食係

TEL:092-643-3922 FAX:092-643-3926



定期健康診断における帯同看護師等設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡県立学校において学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条第1項の規定に基づく児童生徒の定期健康診断（以下「定期健康診断」という。）を円滑に実施するため、学校医、学校歯科医等が健康診断時に帯同する看護師、准看護師、歯科衛生士等（以下「帯同看護師等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(帯同数)

第2条 定期健康診断に従事する学校医、学校歯科医等は、帯同看護師等を帯同することができる。帯同できる人数は別に定める。

(職務等)

第3条 帯同看護師等は、定期健康診断に従事する学校医、学校歯科医等の補助業務に従事するものとする。

2 帯同看護師等は、職務が終了した場合、職務上の義務に違反した場合、職務を怠った場合又は帯同看護師等としてふさわしくない非行があった場合は、帯同看護師等としての効力を失うものとする。

(賃金)

第4条 賃金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 帯同看護師等の賃金は、日額とし、予算の範囲内で別に定める。
- 二 通勤手当、精勤手当その他の手当は支給しない。
- 三 賃金は、原則、従事した日の翌月5日までに支払うものとする。

(勤務場所)

第5条 帯同看護師等の勤務場所は、定期健康診断に従事する学校医、学校歯科医等に帯同する場所とし、学校長が別途指定する。

(勤務日等)

第6条 帯同看護師等の勤務日及び勤務時間は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 勤務日は、原則、毎年6月30日までの期間において、定期健康診断に従事する学校医、学校歯科医等に帯同する日とし、学校長が別途指定する。
- 二 勤務時間は、定期健康診断の開始時から終了時までとし、1日につき5時間程度とする。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。